

# 南山大学後援会基金規程

(目的)

第1条 本会は、南山大学(以下「大学」という。)が行なう学生諸活動の援助を目的として、次の各号の基金を設ける。

(1)南山大学後援会課外活動援助基金(以下「課外活動援助基金」という。)

(2)南山大学後援会事故対策基金(以下「事故対策基金」という。)

(使用方法)

第2条 課外活動援助基金は、大学が学生の課外活動施設を建設する場合、これを援助するために充てる。

事故対策基金は、学生の課外活動中の事故に対し、大学が臨時の支出を必要とする場合、これを援助するために充てる。

(取崩し)

第3条 本会は、大学の申請に基づき、大学に対し、援助を行なうため、当該基金の全部又は一部を取崩すことができる。

前項に定める援助及び基金の取崩しは、評議員会の承認を経てこれを決し、その内容は「南山プレティン」をもって報告する。

(繰入れ)

第4条 本会は、毎年基金拡充のための積立てを行ない、これを各基金に繰入れるものとする。

果実は基金に繰入れるものとする。

(運用)

第5条 基金は、確実かつ有利な方法をもって運用するとともに、その拡充を図らなければならない。

(改廃)

第6条 本規程の改廃は、評議員会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、昭和62年7月11日から施行する。

2. 第4条 第1項に定める各基金の積立金額は、当分の間、次のとおりとする。

(1)山の家基金積立金 年額 1,000,000円

(2)課外活動援助基金積立金 年額 2,000,000円

(3)事故対策基金積立金 年額 1,000,000円

3. この規程施行以前に積立てられている「山の家基金」、「課外活動援助基金」、「事故対策基金」は、本規程を適用する。

附 則

1. この規程の改正は、平成9年6月28日から施行する。

2. 第4条第1項に定める各基金の積立金額は、当分の間、次のとおりとする。

(1)課外活動援助基金積立金 年額 4,000,000円

(2)事故対策基金積立金 行なわず。